

事業主の皆さまへ

労働保険への加入について

「労働保険」とは、**労災保険**(労働者災害補償保険)と**雇用保険**の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**加入義務**の有無などをご確認の上、まずは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

加入義務のある事業場

次の事業場は、労働保険への加入が**法律で義務づけられています**。(強制適用事業場)

➔ **常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。**

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

労働者とは？

➔ **労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。**

短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。

雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もあります。

加入手続きを怠っていると？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、労働保険料額を決定します。

その際、労働保険料は手続きを行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

➤ 厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険料等の口座振替納付」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ

労働保険

検索